

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
東川町社会福祉協議会	82-7505
大雪消防組合東消防署	83-0119
道草館	68-4777

8月の行事

4日(土)	第6回大雪山忠別湖トリアスロンinひがしかわ大会開会式(後4時半、農村環境改善センター)
5日(日)	同大会レース(前6時、忠別湖親水広場)
10日(金)	東川町産業振興懇談会(後1時半、東川町農協)
19日(日)	第40回地域親睦球技大会(前9時、B&G海洋センターほか)
26日(日)	第10回てっぺん祭り(前10時、東川町農協駐車場)

人のうごき 6月16日～7月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生

生まれた子	父	母	行政区
大岩 遊叶	秀章	碧	南町2丁目
中田 莫山	一字	友美	西町3丁目
河本 集飛	大輔	茜	西町2丁目

おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
谷地元 正樹	49歳	谷地元 俊市	22区
藤原 文雄	67歳	藤原 信子	南町2丁目
岡林 一郎	61歳	岡林 敬子	12区
小西 ミサオ	90歳	小西 利明	東町2丁目
由川 徳重	81歳	由川 時子	26区

人口・世帯数 6月末日現在

人口	7,901人 (前月比+ 3人)
男	3,744人 (前月比- 3人)
女	4,157人 (前月比+ 6人)
世帯数	3,379戸 (前月比+ 1戸)
出生	8人
死亡	12人
転入	25人
転出	18人

定住促進課から

各種届け出は住民室(内線111)、住宅のことは住まい室(内線115、116)

国民年金保険料の納期限延長制度が始まります

国民年金の保険料納付条件が緩和され、2002(平成14)年10月以降の未納保険料をさかのぼって「後納」することが出来るようになります(既に老齢基礎年金を受給している場合は納めることができません)。

10月1日から「保険料納付済期間」が足りないために老後の年金を受給できない方を救済するための法改正が施行されるためです。8月から受け付けを開始します。保険料を「後納」するためには事前申し込みと審査が必要です。また次の点にご注意ください。

①「後納」は、最も古い未納分から納めていただきます②「後納」の利用可能期間は「24年10月から27年9月まで」の3年間で③過去3年度以前の「後納」保険料には当時の保険料額に計算額が付き、④一部免除された期間のうち、未納となっている期間も対象になります(当時の保険料に計算が付きません)。

国民年金制度は65歳から年金を受給することが出来る制度です。20歳から60歳に到達するまで40年間(480月)の間に、少なくとも25年間(300月)以上保険料を納めていただくことで受給資格を得ることが出来ます(合算対象期間を含む)。40年間分の保険料を欠かすことなく納入すると、満額の老齢基礎年金を受給することができます(24年度で年額78万6千500円)。

企画総務課から

お問い合わせは☎(内線222、224) 町で管理している公文書は、町

保険料を納めなかった期間(保険料未納期間)があったり、資格取得など必要な届け出をしないまましていると、将来の年金受給額が少なくなったり、受給資格そのものがなくなため年金を受給できません。

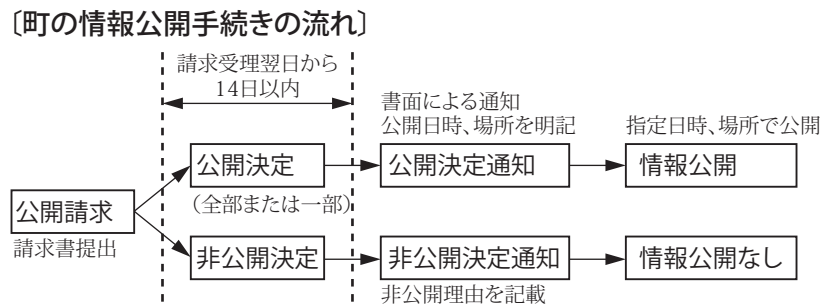
国民年金の保険料はこれまで、過去2年間以上経過した保険料未納分は納めることができませんでした。

お問い合わせは☎(国民年金保険料専用ダイヤル)0570-011050、旭川年金事務所☎27-1611

町は、公開請求に対する決定を行う際には公正・適正な情報の公開のために、その内容を十分に精査した上で、公開の可否、範囲、方法を判断しなければなりません。したがって請求を受けたその日に公文書の公開を行うことは不可能であり、公文書の公開は、公開請求に対する決定通知の際に指定する日時及び場所において行われ

内住所を有する方または法人その他の団体、町内で勤務されている方が、氏名、住所、公開請求する公文書の件名または内容等を記載した請求書を提出することで、公開を請求することができます。

東川町情報公開条例(以下「条例」)では、町は公文書の公開請求書を受理した日の翌日から14日以内に公文書の公開、非公開を決定し、その旨を書面により通知します(条例第7条)。



なければなりません(条例第8条第1項)。その点をご理解いただき、今後も公正、適正な情報公開制度の運用にご協力いただきますようお願いいたします。

保健福祉課から

福祉のことと申請のお問い合わせは社会福祉室☎(内線502、503)、健康と食のことは保健指導室(内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター☎(内線508、509)

児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届が必要

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、受給者の前年の所得及び養育状況等を確認するため、毎年現況届と所得状況届の提出が必要です。

8月9日付けで受給者あてに案内を郵送予定です。下記の集中受付期間内に必要な届けを提出願います。

期間中は午後7時まで窓口時間を延長しています。聞き取り調査を行いますので、余裕を持ってお越しください。

期日までに提出がないと、8月分からの手当が差し止めになります。受給資格が既になくなっていない場合は、資格喪失の届け出が必

麻しん風しん(MR) 混合予防接種のお知らせ 保健福祉課

下記の方を対象に麻しん・風しん混合予防接種を行っています。夏休みを利用して早めに接種しましょう。

	第1期	第2期	第3期	第4期
接種時期	生後12カ月から同24カ月に至るまで	5歳以上7歳未満の者(就学前の1年間)	13歳となる日の属する年度の当該年度の初日から末日までの間にある者(中学1年生に相当する年齢の者)	18歳となる日の属する年度の当該年度の初日から末日までの間にある者(高校3年生に相当する年齢の者)
対象者		平成18年4月2日～同19年4月1日の間に生まれた方	平成11年4月2日～同12年4月1日の間に生まれた方	平成6年4月2日～同7年4月1日の間に生まれた方
回数	1回・無料(全額町負担)			
日程	毎週金曜日(祝日除く)			
時間	午後1時～同4時半			
場所	町立診療所			

【持ち物】母子手帳、住所の確認ができるもの(健康保険証、乳幼児医療受給者証など)
 ※お子さんの体調の良い時に受けましょう
 ※不明な点、お問い合わせは保健指導室まで☎(内線505～507)

後期高齢者健診 保健福祉課

実施日	9月3日(月)～10月31日(水)(土、日・祝日除く)
会場	町立診療所
対象	75歳以上の町民(65歳以上で後期高齢者医療保険の加入者も含む)
内容	尿検査、血液検査、身体測定、問診、医師診察、血圧測定、心電図、胸部X線検査
料金	無料
申し込み	希望日の3日前までに町立診療所へ直接お申し込みください ☎82-2101(電話受け付け可)

エキノコックス症検診 保健福祉課

日時	8月30日(木)午後3時～同5時、8月31日(金)午後5時～同7時
会場	保健福祉センター
対象行政区	西区、西町2～3丁目、30～35区
対象者	対象行政区の小学3年生以上の町民、対象行政区以外で5年以上1度も検査を受けていない町民(対象者への個別通知はありません)
内容	採血による血清反応検査です。結果は約1カ月後に判明します(受診者に精密検査必要の有無をお知らせします)
その他	5年に1度、受診対象になります 希望する方は保健福祉センターにお越しください(申し込み不要)